

平成30年4月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



平成30年4月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成30年4月18日（水） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第1号 第33期新潟市社会教育委員の委嘱について…………… 1</p> <p>議案第2号 第24期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について…… 4</p> <p>議案第3号 2019年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する 基本方針について…………… 7</p> <p>議案第4号 2019年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する 基本方針について…………… 8</p> <p>議案第5号 2019年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用 図書採択に関する基本方針について…………… 9</p> <p>議案第6号 2019年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科 用図書採択に関する基本方針について…………… 10</p> <p>議案第7号 2019年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する 基本方針について…………… 11</p> <p>議案第8号 2019年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用 図書採択に関する基本方針について…………… 12</p> <p>議案第9号 新潟市教育委員会組織規則の改正について…………… 13</p> <p>第3 報告</p> <p>・市立学校園の校園長の人事に係る教育長代理について…………… 1</p> <p>第4 次回日程</p> <p>5月定例会 平成30年 5月25日（金）午後3時30分</p> <p>6月定例会 平成30年 6月29日（金）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>



# 付議事件



議案第1号

**第33期新潟市社会教育委員の委嘱について**

第33期新潟市社会教育委員を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成30年4月18日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

**第33期新潟市社会教育委員の委嘱について**

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

### 第33期 新潟市社会教育委員名簿

任期 平成30年5月2日から  
平成32年5月1日まで  
(五十音順：敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
い び むね ひろ 伊 比 宗 宏	新潟市立新通小学校 校長
おか まさ こ 岡 昌 子	新潟市立松浜中学校 地域教育コーディネーター
お がわ たかし 小 川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 准教授
くも お しゅう 雲 尾 周	新潟大学教職大学院 准教授
ささ がわ ひろ と 笹 川 博 人	白根図書館友の会 副会長
すぎ やま せつ こ 杉 山 節 子	公募委員
た なか かず あき 田 中 一 昭	新潟市小中学校PTA連合会 会長
た なか ひろ かず 田 中 宏 和	新潟市立臼井中学校 校長
ほん ま り え 本 間 莉 恵	みらいず works 副代表理事
やまだ く み こ 山田 久美子	新潟市中央公民館 運営審議会委員
わた なべ あや 渡 邊 彩	新潟中央短期大学幼児教育科 講師



**第 33 期 新潟市社会教育委員名簿** 任期 平成 30 年 5 月 2 日から平成 32 年 5 月 1 日まで

	氏 名	所 属
(継続)	い び むね ひろ 伊 比 宗 宏	新潟市立新通小学校 校長
(新)	おか まさ こ 岡 昌 子	新潟市立松浜中学校 地域教育コーディネーター
(継続)	お がわ たかし 小 川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 准教授
(継続)	くも お しゅう 雲 尾 周	新潟大学教職大学院 准教授
(新)	ささ がわ ひろ と 笹 川 博 人	白根図書館友の会 副会長
(新)	すぎ やま せつ こ 杉 山 節 子	公募委員
(新)	た なか かず あき 田 中 一 昭	新潟市小中学校 P T A 連合会 会長
(新)	た なか ひろ かず 田 中 宏 和	新潟市立臼井中学校 校長
(継続)	ほん ま り え 本 間 莉 恵	みらいず works 副代表理事
(新)	やまだ くみ こ 山 田 久 美 子	新潟市中央公民館 運営審議会委員
(新)	わた なべ あや 渡 邊 彩	新潟中央短期大学幼児教育科 講師

**第 32 期 新潟市社会教育委員名簿** 任期 平成 28 年 5 月 2 日から平成 30 年 5 月 1 日まで

	氏 名	所 属
	い い あき お 伊 井 昭 夫	公募委員
	い び むね ひろ 伊 比 宗 宏	新潟市立新通小学校 校長
	お がわ たかし 小 川 崇	新潟中央短期大学幼児教育科 准教授
	かんばやし 神 林 む つ み	新潟市立中央図書館 協議会委員
	くも お しゅう 雲 尾 周	新潟大学教職大学院 准教授
	た むら ゆう いち 田 村 祐 一	新潟市立光晴中学校 校長
	つる まき きよ み 鶴 卷 清 美	新潟市立西川中学校 地域教育コーディネーター
	な ぐも やす こ 南 雲 保 子	新潟市小中学校 P T A 連合会 副会長
	ほん ま り え 本 間 莉 恵	みらいず works 副代表理事
	よこ さか ゆき こ 横 坂 幸 子	坂井輪地区公民館運営審議会 委員
	わた なべ よし お 渡 邊 喜 夫	公募委員

議案第 2 号

**第 2 4 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について**

第 2 4 期新潟市文化財保護審議会委員を、次のとおりとしたため議決を求める。

平成 3 0 年 4 月 1 8 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

**第 2 4 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について**

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

第24期 新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

任期 平成30年6月 1日から  
平成32年5月31日まで  
(五十音順)

氏名	所属・職名等	専門分野等	新・再任 就任年 委員年数
いわた たかこ 岩田 多佳子	新潟市芸術文化振興財団嘱託 元中野邸美術館学芸員	有形文化財 (絵画, 美術工芸品)	再任 平成20年 10年
おだ せつこ 小田 節子	元内野中学校教諭	無形民俗文化財	再任 平成22年 8年
かがや まり 加賀谷 真梨	新潟大学人文学部准教授	有形・無形民俗文化財	再任 平成28年 2年
くりた ひろし 栗田 裕司	新潟大学理学部准教授	記念物 (地質鉱物)	再任 平成26年 4年
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財 (建造物)	再任 平成28年 2年
なかむら もと 中村 元	新潟大学人文学部准教授	有形文化財 (古文書, 歴史資料)	<b>新任</b> 平成30年
はしもと ひろふみ 橋本 博文	新潟大学人文学部教授	記念物 (史跡) 有形文化財 (考古資料)	再任 平成16年 14年
はら なおふみ 原 直史	新潟大学人文学部教授	有形文化財 (古文書, 歴史資料)	再任 平成16年 14年
まつおか くみこ 松岡 久美子	近畿大学文芸学部准教授	有形文化財 (彫刻, 美術工芸品)	再任 平成26年 4年
もりた たつよし 森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物 (植物)	再任 平成24年 6年
やまざき まさこ 山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物 (名勝)	再任 平成28年 2年

## 第23期 新潟市文化財保護審議会委員

任期 平成28年6月 1日から  
平成30年5月31日まで  
(五十音順)

氏名	所属・職名等	専門分野等	就任年 委員年数
いわた たかこ 岩田 多佳子	新潟市芸術文化振興財団嘱託 元中野邸美術館学芸員	有形文化財 (絵画, 美術工芸品)	平成20年 8年
おだ せつこ 小田 節子	元内野中学校教諭	無形民俗文化財	平成22年 6年
かがや まり 加賀谷 真梨	新潟大学人文学部准教授	有形・無形民俗文化財	平成28年 0年
くりた ひろし 栗田 裕司	新潟大学理学部准教授	記念物 (地質鉱物)	平成26年 2年
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財 (建造物)	平成28年 0年
はしもと ひろふみ 橋本 博文	新潟大学人文学部教授	記念物 (史跡) 有形文化財 (考古資料)	平成16年 12年
はら なおふみ 原 直史	新潟大学人文学部教授	有形文化財 (古文書, 歴史資料)	平成16年 12年
まつおか くみこ 松岡 久美子	近畿大学文芸学部准教授	有形文化財 (彫刻, 美術工芸品)	平成26年 2年
もりた たつよし 森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物 (植物)	平成24年 4年
やまざき まさこ 山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物 (名勝)	平成28年 0年
よしい ゆきこ 芳井 幸子	新潟県立大学非常勤講師	有形文化財 (歴史資料)	平成26年 2年 <b>退任</b>

議案第 3 号

2019年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

2019年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針を，次のとおりと  
したいため議決を求める。

平成 3 0 年 4 月 1 8 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2019年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 小学校用教科用図書（道徳科）は，2018年度と同一の教科用図書を採択する。
- 2 小学校用教科用図書（道徳科以外）の採択を行う。
- 3 教科用図書の採択に関しては，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律，関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 4 教科用図書の採択には，学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 5 教科用図書の採択は，教科用図書審議委員会の答申に基づき，新潟市教育委員会が決定する。

議案第4号

2019年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

2019年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成30年4月18日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2019年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 中学校用教科用図書（道徳科以外）は、2018年度と同一の教科用図書を採択する。
- 2 中学校用教科用図書（道徳科）の採択を行う。
- 3 教科用図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 4 教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 5 教科用図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。

議案第 5 号

2019年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する  
基本方針について

2019年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成30年4月18日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2019年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 高志中等教育学校前期課程用教科用図書（道徳科以外）は、2018年度と同一の教科用図書を採択する。
- 2 高志中等教育学校前期課程用教科用図書（道徳科）の採択を行う。
- 3 教科用図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 4 教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする。
- 5 教科用図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。

議案第 6 号

2019年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する  
基本方針について

2019年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成30年4月18日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2019年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う。
- 2 図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にする。
- 4 図書の採択は、教科用図書審議委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する。



議案第7号

2019年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

2019年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成30年4月18日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2019年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 学校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
  - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
  - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
  - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
  - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

議案第 8 号

2019 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について

2019 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 30 年 4 月 18 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

2019 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について

- 1 教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によって、新潟市教育委員会が行うが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即し、教職員の意見や希望が反映されるようにする。
- 2 学校長に、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。
  - (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
  - (2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
  - (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
  - (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

議案第9号

**新潟市教育委員会組織規則の改正について**

新潟市教育委員会組織規則について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成30年4月18日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

**新潟市教育委員会組織規則の改正について**

1 改正の理由

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例（平成29年条例第24号）の施行及び新潟市大畑少年センター条例（平成元年条例第2号）の廃止に伴い、新潟市芸術創造村・国際青少年センターの事務を追加及び新潟市大畑少年センターの事務を廃止するもの

2 改正の内容

第4条地域教育推進課の項第5号中「旧青少年三川自然の森,」の次に「旧」を, 「入徳館野外研修場」の次に「, 芸術創造村・国際青少年センター」を加える

3 施行期日

平成30年5月26日

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条地域教育推進課の項第5号中「旧青少年三川自然の森，」の次に「旧」を，「入徳館野外研修場」の次に「，芸術創造村・国際青少年センター」を加える。

附 則

この規則は，平成30年5月26日から施行する。

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市教育委員会組織規則 (課の分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>地域教育推進課</p> <p>(1) 青少年教育の推進に関すること。 (2) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。 (3) 社会環境浄化の調査及び啓発に関すること。 (4) 成人団体及び青少年育成団体への支援並びに関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 旧青少年三川自然の森, 旧大畑少年センター, 入徳館野外研修場, <u>芸術創造村・国際青少年センター</u>に関すること。 (6) 地域と共に歩む学校づくりの推進に関すること。 (7) 学校施設の地域開放に係る企画, 調整及び実施に関すること。 (8) 学校開放に係る使用料の徴収に関すること。</p>	<p>○新潟市教育委員会組織規則 (課の分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>地域教育推進課</p> <p>(1) 青少年教育の推進に関すること。 (2) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。 (3) 社会環境浄化の調査及び啓発に関すること。 (4) 成人団体及び青少年育成団体への支援並びに関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 旧青少年三川自然の森, 大畑少年センター, 入徳館野外研修場に関すること。 (6) 地域と共に歩む学校づくりの推進に関すること。 (7) 学校施設の地域開放に係る企画, 調整及び実施に関すること。 (8) 学校開放に係る使用料の徴収に関すること。</p>	<p>追加</p>



# 報 告





## 市立学校園の校園長の人事に係る教育長代理について

2月教育委員会定例会で採択した市立学校園の校園長の人事について、教育長代理により変更しましたので、報告します。

学校人事課

以下のとおり変更した。

### 1 新潟市立学校管理職

#### (1) 小学校長

種別	現職（学校名）	氏名	性別	年齢	備考
辞職	中之口東小学校	齋藤 淳	男	56	3/30 死亡退職
採用	根岸小学校	高橋 治子	女	57	

#### (2) 発令年月日

平成30年4月5日

### 2 その他

学校長の不在期間について、新潟市立学校管理運営に関する規則第23条により、平成30年3月30日から4月4日までの期間は、教頭がその職務を行った。

#### <参考>

新潟市立学校管理運営に関する規則

第5節 職員の編制等

（教頭）

第23条 教頭は、校長を助け、校務を整理し及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序でその職務を代理し、又は行う。